

令和8年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年1月5日（月）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 上土井 幸治

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推9	平野 雅久
推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成	推13	美崎 毅
推14	島村 和久	推15	大家 保	推17	坂口 春義	推18	中村 輝美
推19	丸山 和則						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6 縄田 伊知郎 推16 今上 隆

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	参事	大原 美和
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修	会計年度任用職員	堀 春美		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 第5号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

報 告

- 第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第2号 許可書返納届について
- 第3号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、定刻となりましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち18名の御出席で、上土井委員から欠席の届出がっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち17名の御出席で、縄田委員と今上委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは、皆様、改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、年明け早々のお忙しい中、寒い中ですが、令和8年第1回の総会ということで、御出席をいただきましてありがとうございます。

今年の正月は、皆さんいかがでしたでしょうか。さておいて、少し寒い正月ですが、思えば、2年前は正月早々能登で地震があつて、去年は正月早々、東北地方だったかな、ものすごく豪雪だった、何かそんなことを思い出して。今年は、国内は何もなかったんですけども、ほとんど何もないような正月でしたので、良い正月だったかなというようなことを思っています。

それから、寒いのでインフルエンザも流行っていますので、身体の方には気を付けていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

新年でという訳ではないですけど、農業新聞を見ていたら、去年の米の問題に発することで色々、新聞にも何ページかありましたので、ちょっと読んでいたら、そういう色々な記事が出ていました。色々な課題が書いてありますけども、そういうところは、皆さん、委員さんの方が詳しいのかなと思います。このように、何か色々な農政の問題が浮き彫りに出た一年かなと、ということを思いながらですね、そういう厳しい環境としても、私たち農業委員会としては、農業委員会だよりにありますけども、基本的には、3つのことをしっかり頑張っていくことが大事かなと思います。

1つが、地域農業の振興ということで、地域計画の推進であったり、農地中間管理機構への参画など、そういうのが1つの役割かなということです。

2つ目が、農地法、農政対策でしっかり判断していくというようなこと、それか

ら現地調査、それから農地パトロール、それから遊休農地の発生の防止等々について、しっかり頑張っていくというのが2つ目の役割なのか。

3つ目が、農業の担い手の育成というですかね。色んな農地利用、農地の集積のことを考えてやったりとか、経営改善とか、農業者に情報を提供するなど、そういうことが役割、それが基本的な農業委員会の役割かなと思っていますので、今年1年、そういうことを皆さんと色んなことで意見を交えながら、しっかり1年間頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1年間、またよろしくお願ひいたします。

そういうことで、議題の方に入らせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議題に入りたいと思います。本日は、議第1号から5号までの104件の議案の審議、それから、第1号から3号まで20件の報告があります。皆様の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号5番の坂本正敏委員と6番の小山包昭委員にお願ひいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注意をお願ひしたいと思います。また、発言の際は、委員番号それから氏名を述べた上で、発言をいただきますようよろしくお願ひいたします。併せて、採決につきましては、議決権のある農業委員のみの挙手でよろしくお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は14件です。

このうちですね、受付番号14番につきましては、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に水本推進委員が該当するため、受付番号13番までを先に採決をし、14番の審議前に水本推進委員の退室を求めたいと思います。

それでは、事務局より説明をよろしくお願ひします。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願ひいたします。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石と熊本市西区の申請人で、滑石の田952㎡外2筆、計2,898㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。

2番、大阪府富田林市と玉名郡玉東町の申請人で、伊倉北方の畑1,033㎡外2筆、計5,315㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、松木と伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑1,983㎡外3筆、計5,524㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4番、大倉の申請人で、向都留の田882㎡外1筆、計1,619㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、北九州市小倉南区と岱明町の申請人で、岱明町の田、現況畑601㎡外1筆、計1,167㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の田2,078㎡外2筆、計4,153㎡を子へ贈与するものです。

7番、滑石と岱明町の申請人で、滑石の田965㎡外4筆、計4,855㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

8番、熊本市中央区と熊本市南区の申請人で、岱明町の畑700㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

9番、熊本市中央区外6名と横島町の申請人で、横島町の田1,541㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

10番、築地と横島町の申請人で、横島町の田782㎡外1筆、計1,587㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町の田1,786㎡外4筆、計9,436㎡を子へ贈与するものです。

12番、石貫外1名と横島町の申請人で、横島町の畑4,319㎡外6筆、計349,005㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

13番、熊本市西区の申請人で、天水町の畑252㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上13件、合計73,952㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、12月24日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から順に委員の説明をよろしく申し上げます。また、連続して説明される場合は続けてよろしく申し上げます。

それでは、1番についてよろしく申し上げます。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。

この案件は、基盤強化から3条への相手からの要望で、契約の引き継ぎになります。今までどおりの耕作となりますので、何ら問題ありません。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。2番の案件について説明します。

申請地は、公立中学校から西へ約400mのところにある5,315㎡の畑で、現在、作付けはされておられません。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲受人は申請地区で仕事をしておられます。畑では、サツマイモ、ニンニクなどを作る予定です。農機具は、トラクター、2tトラック、軽トラック、草刈り機などを所有しておられます。

何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推5番（小山高廣君） 推進委員5番、小山です。3番の案件につきまして説明いたします。

申請地は、公立中学校より北に約500mの場所です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲受人は畜産をしていて、申請地を10年前から借りて、牧草のイタリアンを作っているらしいです。畜産をしているらしいので、農機具等は持っているらしいです。

現地調査をした結果、何も問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、専業農家です。

現地調査をした結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。5番の案件について説明します。

申請地は、国道208号線、岱明町地区交差点より県道168号線を400mほ

ど行ったところでは、県道を挟んで、左に601㎡、右側に1筆566㎡、譲渡人は地元にはないため耕作不能、譲受人は経営拡張と耕作便利による売買です。

12月24日、現地調査の結果、農機具等も所有しており、何ら問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願ひいたします。

○推12番（森尾由成君） 推進委員12番、森尾です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人、譲受人は親子です。現在、一緒に息子が農作業をやっておりますし、何ら問題ないと思ひます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願ひいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。7番の案件について御説明します。

申請地は、地区の港から北の方に500mほど行ったところの、田んぼの真ん中にあります。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、現在、耕作もされており、何ら問題はないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願ひいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。8番の案件について説明します。

申請地は、公立小学校より北西へ500mぐらいのところでは、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。面積は700㎡あり、野菜類、イモ類を作る予定です。譲受人は、熊本市内のアパートに夫婦で住んでいますが、仕事先及び実家が玉名市にあるため、農機具類は実家より借りてきて作る予定です。同時に、畑の隣、北側にある畑もですね、住宅を建てる予定です。

12月24日に現地調査しましたが、何ら問題ないと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番、10番につきましては、同じ委員さんです。続けて、よろしくお願ひします。9番、10番、11番ですね。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番、大家です。9番と10番と11番について説明します。

9番は、譲渡人は熊本市中央区外6名の共有で、譲受人は横島町横島の申請地

1,541㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。譲受人は、この土地を以前から耕作されており、トラクターや田植え機などの機械も所有され、現地調査を行いました。何ら問題ありません。

続きまして、10番の案件について説明します。

10番の案件は、譲渡人は労力不足ということです。譲受人は経営拡張ということです。譲渡人の土地の隣を譲受人が耕作しております。それで、土地の集積にもなりますし、何ら問題ないと思います。

それから、11番の案件です。

譲渡人と譲受人は親子の関係で、親から子への贈与です。家族と外国人技能実習生で、トマト栽培と稲作をされており、優れた経営をされている農家です。認定農家でもあり、何ら問題ないと思います。

以上、3件の説明です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番をお願いいたします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田です。12番の案件について説明します。

申請地は、地区公民館から東へ500mほど行ったところに点在しております。面積は34,905㎡、畑地です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、作業に必要なトラクター、コンバイン、田植え機等も所有しており、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。所有後は、飼料米を作る予定だそうですが、現在状況を言いますと、現在、木があちこちに生えており、重機等を入れて整備しないとイケない状態でありました。そういう状態でした。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○19番（坂門聡一君） 農業委員19番、坂門です。13番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、申請地は252㎡の農地です。譲受人は、農機具を所有していて、野菜を作る予定です。現地はですね、県道1号沿いにある見晴らしのよい農地で、農作物も作付けできると思われま

す。現地調査した結果、何ら問題ございませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま、3条申請について、1番から13番までの委員の説明が終わりました

けども、皆さんの方から何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） すみません、農業委員、本田です。12番の案件の中の株式会社MMRであるんですけど、どういった作物とかどういう、ちょっと教えてもらえたらと思います。

○議長（下川 安君） はい、事務局。

○事務局次長（棚木章文君） 事務局の棚木と申します。株式会社MMRさんなんですけれども、横島の方で農業の活動をされている農業法人で、農作業の受託などを現在されております。ここに書いてありますとおり、所有されている面積はゼロということなので、今回農地を取得されて、経営の拡張の方をされるという予定ですね。以上です。

○8番（本田多美子君） このMMRさん、経営主さんといいますか、地元の方ですか、それとも、どっかから来とんなつとですか。

○事務局次長（棚木章文君） 基本的に地元の方で構成されています。干拓というか海沿いの方の方々です。

○議長（下川 安君） 社長は？

○事務局次長（棚木章文君） 社長さんは、横島町の方、ちょっと個人情報は。

○8番（本田多美子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） よろしいですか。

○8番（本田多美子君） はい。

○議長（下川 安君） ほかにありませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ、採決に移らせていただきます。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請13件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から13番、13件については、許可することに決定いたします。

ここで、議第1号、受付番号14番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、水本推進委員の退室を求めます。

— 推1番 水本信之君 退室 —

○議長（下川 安君） はい、水本推進委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局より14番の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

14番、河崎の申請人で、河崎の畑989㎡を、労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上1件、合計989㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、12月24日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしく願います。

それでは、14番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。14番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請、受付番号14番について、委員の説明が終わりました。皆さんの方から御意見、御質問があればよろしく願います。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決の方に移ります。

議第1号農地法第3条の規定による許可申請14番について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第1号、14番については、許可することに決定いたしました。

ここで、水本推進委員の入室を求めます。

— 推1番 水本信之君 入室 —

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。すみません、ちょっと1つ、いいですか。先の12番の案件なんですけど、これは売買がですね、売買の額がですね、10aあたり500万円ぐらいになっているんですよ。50万円か。これは飼料用の作物を作って、畑なら水張りとかは、どういう状況なのかここは。

○16番（古田知明君） 現在、私が見た限りですよ、木が生えとってですね、それを元に戻すというのは、だいぶ手がかかるなど。本人が言いなっとはね、「でくつとじゃなかですか」て。

○13番（高本昌揮君） なるほど、分かりました。すみません。

- 4番（梅田政次郎君） 4番、梅田です。これって、前競売にかけられていた。
- 16番（古田知明君） 競売にかけられていたところの近くですね。
- 4番（梅田政次郎君） その近くなんですか。分かりました。ありがとうございます。
- 議長（下川 安君） よろしいですか。
- 4番（梅田政次郎君） はい。
- 議長（下川 安君） もう1回確認します。議第1号の14件については、許可することでもいいですか。
- 4番（梅田政次郎君） 大丈夫です。
- 議長（下川 安君） 次に、議第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。
- なお、受付番号1番と2番には、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に、事務局担当者が読み上げます。
- それでは、事務局の方から説明をよろしくお願いします。
- 事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。
- 議第2号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。
- 1番、申請物件が伊倉北方の畑、現況宅地1,845㎡で、転用目的は畜産施設です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、転用目的は農業用施設であり、許可は可能となっております。
- 2番、申請物件が岱明町の畑、現況雑種地237㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。
- 以上2件、合計2,082㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。
- また、12月24日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。
- 議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。
- 受付番号1番につきましては、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。
- 主事（山口遥大君） — 1番の案件について始末書朗読 —
- 議長（下川 安君） それでは、始末書が読み上げられましたので、1番について、

委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○推5番(小山高廣君) 推進委員5番、小山です。1番の案件につきまして説明いたします。

申請地は、公立中学校より北に約800mの場所です。先ほど、事務局から始末書の説明があったとおり、申請地には、既に畜産施設の牛舎と堆肥舎が建っております。既存の自己所有施設に隣接しており、新たな道路造成や大規模なインフラ整備等を必要とはしない。申請地は、住宅地から一定の距離を保っており、畜産経営に不可欠な堆肥管理棟において、周辺住民への影響も最小限に抑えられていると思います。転用面積は1,845㎡で、施設面積は865.40㎡です。給排水計画、給水方法はなし、排水方法は、雨水は地下浸透させ、オーバーフローする分は道路側溝に排水する。生活雑排水、汚水は発生しない。被害防除計画、工事完了済みのため、造成工事等を行わない。周辺の農地に被害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲内で対処する。

現地調査した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番に始末書が出ています。事務局担当者が読み上げます。

○主事(山口遥大君) — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長(下川 安君) 始末書が読み上げられましたので、2番につきまして委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○推12番(森尾由成君) 推進委員12番、森尾です。2番の案件について説明いたします。

先ほど、第3条でもありましたけれども、申請人から息子への贈与というところで手続きを進めていたところ、現在、事務局から説明があったような状況でありましたので、改めて申請をするものです。周りも畑地で、現在、何ら問題ない状況であります。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

4条の申請2件につきまして、委員の説明が終わりましたが、皆さんの方から何か御質問がありましたらよろしくお願ひします。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、採決に移らせていただきます。

議第2号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、議第2号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、受付番号1番については始末書、3番については顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第3号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が伊倉南方の畑、現況雑種地199㎡で、転用目的は駐車場、資材仮置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畑198㎡外1筆、計464㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑809㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が岱明町の畑489㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、合計1,961㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、12月24日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号の1番については、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。1番の案件について説明します。

申請地は、公立小学校から西へ約300mの場所にあり、面積199㎡です。譲渡人は、現在神奈川におられ、始末書にもありましたように、現在のままの申請でお願いしたいとのことです。譲受人は、申請地の道路の向かい側で、電気工事店の仕事をされておられます。転用目的は、駐車場、資材仮置き場にするそうです。事業面積は137.5㎡、後ろの方が斜面、土手になっておりますので、61.5㎡がほとんど使えない状態です。給排水はなく、雨水は自然地下浸透、万一、被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するとのことです。

何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、岱明町地区のほたるの里の近くです。申請人は現在、両親の家に親子4名で居住されており、生活空間が手狭で、プライバシーの確保や独立した生活を送るため、隣接している申請地を親戚から贈与してもらい、住宅を建設する計画です。

計画の概要は、転用面積が464㎡で、建築面積91.5㎡の木造平屋建ての個人住宅を建設するものです。給排水計画は、給水は玉名市の上水道に接続、生活排水は合併浄化槽を設置し、浄化後、道路側溝に流します。雨水は、集水桝を設置し、道路側溝に放流します。被害防除計画は、西側道路の法面には、法面崩落防止のためコンクリートの吹付けをして、擁壁工事を行うとのことです。転用に当たっては、近接農地への被害発生がないよう十分注意するが、もし被害があった場合は、申請人が、法的責任の範囲で対処するそうです。

12月24日に現地調査をしましたが、別に問題はないと思われしますので、御審議のほどお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、次の3番には顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 3番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 顛末書が読み上げられましたので、3番について委員の説明をよろしく願いいたします。

○推12番（森尾由成君） 推進委員12番、森尾です。3番の案件について説明いたします。

この案件は、前回9月の総会で一度提出して許可をいただいたものなんですけれども、今、顛末書にあったように一部農地にかかっておりましたので、改めて申請

をやり直したという案件です。

よろしく御審議ください。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。4番の案件について説明します。

申請地は、先ほど、議題1号8番の案件で説明した場所の隣、北側の道路側にあります。転用目的は個人住宅です。転用面積は489㎡、木造2階建て、建築面積は80.32㎡です。南側が住宅です。北側が駐車場になります。農地との境界には、2段ほどブロックを設置し、土砂が流出しないようにします。給排水計画、給水方法は、市の上水道を利用します。排水方法は、雨水は敷地内雨水排水管により側溝に流します。生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置し、側溝に流します。被害防除計画、万一、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、計画者が責任を持って解決します。

12月24日に現地調査しましたが、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

5条申請につきまして、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。今の4番の案件と2ページの8番の案件、隣同士の農地を言われましたが、この農地の取引価格に差があるんですけど、それはその違っているとは。

○推13番（美崎 毅君） その土地のですね、一番奥の方は、下が崖になっています。そこを農地というところですね。それと、ずっと畑の先は、山とか木がいっぱい植わっています。

○5番（坂本正敏君） 畑としての利用が、この住宅を建てられるところは良くて、そのまま農地で購入されるところは、条件が悪いということですか。

○推13番（美崎 毅君） そうです、そうです。それから、先の方は、まるっきり山ですね。この畑と説明したところは、700㎡あるでしょう。そこにも、木とか竹とか生えている。それから、下に行ったら、下はみんな山になっています。

○5番（坂本正敏君） 分かりました。要するに、条件が悪いので安い価格ということ、分かりました。これは、地元の人間ですか。

○推13番（美崎 毅君） 何か、地元出身か何かの人でですね、どこに行きよつとか言うたら漁業団体に行きよつて。玉名の方に家ば建てたかていうて、土地を探し

ていたみたいですね。そして、たまたまここに。

○5番（坂本正敏君） 売り手も、誰かおらんかなあて、見つけよったそうです。

○推13番（美崎 毅君） その譲渡人の人が、地元におらんのですね。熊本市の方に
おるけん、こっちの方には、ほとんど来てないような状態ですよ。

○議長（下川 安君） よろしいですか。坂本委員、いいですか。

○5番（坂本正敏君） 大丈夫です。

○議長（下川 安君） ほかに何か御質問、御意見ありませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第3号農地法第5条の規定による許可申請4件につきまして、原案どおり許可
することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、
議第3号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第4号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題とい
たします。件数は49件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案8ページをお願いいたします。

議第4号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推
進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意
見について、次のとおり決定する。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、
下川 安。

9ページの総括表、10ページの総括表のうち期間借地、11ページから15ペ
ージの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が4件、8,864㎡、利用権設定が45件、172,826
㎡、合計49件、181,690㎡の集積で、いずれも、農地中間管理事業の推進
に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案してお
ります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意
見、御質問がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移ります。

議第4号農用地利用集積等促進計画の意見決定49件について、原案どおり決定

することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第4号については、原案どおり意見決定いたしました。

続きまして、議第5号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定についてを議題といたします。件数は35件です。

事務局より説明を願います。

○事務局長(西山美和君) 議案16ページをお願いいたします。

議第5号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

17ページから20ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は35件で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから、御意見、御質問があればよろしくお願ひしたいと思います。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、採決に移らせていただきます。

議第5号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定35件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第5号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 次に、報告に移ります。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第2号許可書返納届について、報告第3号許可申請の取下げについて、以上20件を事務局より併せて報告をいたします。

○事務局長(西山美和君) 21ページをお願いいたします。

報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので

報告します。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、24ページまでの17件、合計36,853㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第2号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件の届出を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第3号許可申請の取下げについて、下記の物件は、許可申請後に取下げの届出があったので報告します。令和8年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで、本日本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして、令和8年第1回の農業員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時58分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和8年1月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 坂本 正敏

農 業 委 員 小山 包昭